

## 給付型奨学金制度の創設を求める意見書

日本国憲法は、第26条において全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法も第4条において「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

日本を除くOECD（経済協力開発機構）の加盟国33箇国のうち、大学の授業料が無償の国は17箇国あり、残りの16箇国でも給付型の奨学金が制度化されているが、日本においては、国立大学の初年度納付金の標準額が81万7,800円と高額な上、国による給付型の奨学金がなく、有利子奨学金が約4分の3を占めている。

しかしながら、就職難や低賃金の不安定雇用が広がる状況の下、奨学金を利用していない学生のうち、利用しない理由として「将来の返済が不安」と答えた学生が3分の1に上っているという統計もあるなど、従来の貸与型の奨学金に限らず奨学金制度の拡充が求められている。

こうした中、文部科学省は、高校生を対象に返済の必要がない給付型奨学金を新設する方針を固めたところではあるが、日本の教育費に占める公費負担割合は、依然としてOECD加盟国の中で最低の水準であり、昨今の厳しい経済状況の中、貸与型奨学金制度しかないという現状では、経済的に余裕のない世帯の学生が高等教育を受ける機会を失いかねないことが危惧される。

よって、国におかれては、現行の貸与型の奨学金制度に加え、経済的に苦しい立場にあり、真に学ぶ意欲のある高校生・大学生に対しては、一定の条件の下、給付型奨学金を早急に創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

文部科学大臣